

第 6 2 号議案

加東市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件

加東市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市立認定こども園条例の一部を改正する条例

加東市立認定こども園条例（平成 2 7 年加東市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 5 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

## 第62号議案 要旨

### 加東市立認定こども園条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

市町村の認定等に係る文言を改正すること。（第4条及び第5条関係）

#### 3 施行期日 令和元年10月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(入園資格)</p> <p>第4条 こども園に入園できる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条に規定する<u>支給認定</u>を受けた者とする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第5条 こども園を利用する<u>支給認定子ども</u>（法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。）の保護者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。）は、こども園の使用料として、保育料を市に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入園資格)</p> <p>第4条 こども園に入園できる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条に規定する<u>教育・保育給付認定</u>を受けた者とする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第5条 こども園を利用する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。）の保護者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。）は、こども園の使用料として、保育料を市に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>